

令和４年度 第１回 丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和４年７月 29 日（金） 柏原自治会館 ４階 会議室	
出席者	委員	石原 俊彦 （関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授） 山本 晶子 （武庫川女子大学共通教育部教授） 坂井 希千与（弁護士） 世羅 徹 （公認会計士）	
	事務局	細見副市長 上畑技監兼入札検査部長 井上入札検査室長 谷口入札検査室副室長兼入札係長 長濱主査	
	説明者	道路整備課 荻野・山本、水道課 内堀・服部、下水道課 西山・片山、観光課 嶋崎、議事総務課 谷水、健康課 垣内・瀬頭、教育総務課 足立、社会教育・文化財課 荻野・西岡、恐竜課 田原	
内容	1 報告 丹波市入札参加資格制限基準、丹波市指名停止基準改正の報告	これらの基準を適用させる範囲を拡大している。暴力行為だけでなく恐喝、脅迫、強要その他社会常識を逸脱した行為にも適用させることにより、不当要求等による不正な働きかけの防止を目的とした改正である。	
	2 議事 (1) 令和３年度下半期入札・契約状況の報告 対象期間 令和３年 10 月 1 日 ～令和４年 3 月 31 日	(建設工事) 入札：60 件 落札率：85.68% 契約金額合計：628,180 千円 (業務委託) 入札：47 件 落札率：80.86% 契約金額合計：478,194 千円 (物品購入) 入札：22 件 落札率：71.23% 契約金額合計：167,121 千円 (随意契約) 件数：58 件 契約金額合計：1,007,213 千円 (指名停止)：11 件	
	(2) 抽出事案に係る入札及び契約（手続き等の審議） 対象期間 令和３年 10 月 1 日 ～令和４年 3 月 31 日	抽出件数：10 件 (内訳) 一般競争入札：3 件 指名競争入札：3 件 随意契約：4 件	
委員からの質問・意見		質問・意見	回答
それに対する回答等		別紙１（１～５ページ）	別紙１（１～５ページ）
委員会による意見の具申又は勧告（講評）		別紙２	

別紙 1

質問・意見	回答
抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方	別紙 2 の通り
(1) 制限付一般競争入札 道整工第 43 号 市道谷川農免線 道路改良工事 ① 一般競争入札による工事で最も多額であるがなぜか。(落札率 89.42%) ② なぜ同額の応札が多く、くじとなっているのか。 ③ 高い落札率となっているがなぜか。 ④ くじとはどのようなものか。 ⑤ 工期はどのように設定されているのか。	① 土木工事標準積算基準書（兵庫県県土整備部）に基づいて積算を行っており予定価格については適正であると考えられる。 ② 土木工事標準積算基準書（兵庫県県土整備部）は公表されており、また見積においても公表しているので適正な積算が可能である。よって同額が多いと推察される。 ③ 上記のとおり適正な積算が可能であり、かつ最低制限価格が設定されている。なお、その計算式は公表されているため。 ④ 兵庫県電子入札システムにより自動で行なわれる。入札参加者は入札価格とは別に 3 桁の入力くじ番号を入力する。これにシステムが自動で割付けられる番号やくじ対象者数などの値を用いて、定められた式で計算し、落札者を自動的に決定している。 ⑤ 土木工事標準積算基準書（兵庫県県土整備部）に基づき標準工期を設定している。
(2) 制限付一般競争入札 水施委第 14 号 丹波市水道施設運転管理業務 ① 3 億円を超える業務であるが、落札率が高く、応札が 1 者のみであるがなぜか。 ② 前回の契約も同じ相手方とのことであるが、入札において新規参入しづらいような仕様となっているのではないか。	① 水道施設管理業務第三者委託積算要領（平成 30 年）に基づき積算し、その労務単価については令和 3 年度建築保全業務労務単価を採用しているため予定価格は適正であると考ええる。高い落札率については、算出された予定価格と市場価格との乖離がないことが要因であると推察される。また、少ない応札

	者については、市内 126 箇所の施設を 24 時間・365 日管理する業務であり、多数の人員確保が必要であること、また入札参加資格において、元請けとして管理実績を有することとしているため、応札可能な業者が限定されたと推察される。 ② 相手方が代わる場合は引継期間を設けるなどとしており新規参入を妨げるような仕様とはなっていない。
(3) 指名競争入札 下施修第 61 号 下水道管渠修繕工事（黒井・前山・鴨庄処理区） ① 指名業者が 13 者でありながら、応札者が少なく、落札率が 94.98%と比較的高いがなぜか。 ② 発注時期の遅さが応札者の少なかった原因ではないか。	① 応札者が少ない理由は、今回の工事内容のうち、パッカー工法による止水工事が、直接工事費で 94.5%を占めており、市内業者で施工可能な業者が極めて少ないことと推察される。また、落札率が 94.98%と比較的高いのは、大部分を占めるパッカー工法の施工単価を施工実績のある業者から徴集したことにより、市場価格を反映した設計となったことによるものと推察される。 ② 入札が一度不調に終わり、再度入札をしたため遅くなった。これが応札者の少ない原因とは考えていない。
(4) 随意契約 丹観物第 9 号 道の駅丹波おばあちゃんの里 木工什器製作 ① 指名業者も多く、市民の関心も高い施設であるがどういった案件か。 ② 辞退者が多いのはなぜか。 ③ 発注時期が遅くなった理由はなにか。	① 本件は、再整備により新設する観光情報センター内で使用するパンフレット什器等及び感染症対策として屋外で休憩、飲食ができるようにベンチ、テーブルを市産材により製作するというものである。 ② 製作期間が 2 ヶ月の短期間であったことが主な原因と推察される。また随意契約であり入札参加資格者名簿外から業者選定をしており結果的に取扱える事業者が少なく辞退者が多くなった。 ③ デザインの考察及び選定に時間を要したため。

(5) 随意契約 丹議工第 1 号 丹波市議会会議システム整備工事 ① 金額が大きいが落札率が 64.02%となっている。これに伴い、業務遂行に問題はなかったか。 ② 発注時期が遅くなった理由はなにか。	① 機器類が設計額の大半を占めており、落札業者が、該当機器を安価に仕入れることができたためと思われる。本件の遂行及び稼働について問題はない。 ② 実施設計において一度入札が不落となり、スケジュールがずれ込んだため。
(6) 制限付一般競争入札 丹地医物第 10 号 丹波市 AED（自動体外式除細動器）購入 ① 応札が 1 者であり、かつ 78.87%と落札率が低い。また購入後に問題等はないか。 ② 回答①を受け、それは予見できたはず。早期発注すべきだったのではないか。 ③ 予定価格の設定はどのようにされたのか。そのための機種を選定はされていたのか。	① 応札者が少ない理由は納期が 1 か月と短く、また世界的な半導体不足が納期のさらなる遅延を招くと見込まれるためであると推察される。また、低い落札率については、参考見積において安価であった方の機種で応札されていたため、結果として予定価格と落札額との差が大きくなり、低い落札率となったのではないかと推察される。納品後、所管課による定期点検で問題等の報告は受けていない。 ② 業務が多忙のため発注準備が遅れてしまった。 ③ 予定価格の設定は見積りによる。仕様書で市が求める機能を示し、それにあった各機種の見積価格を参考にしている。
(7) 随意契約 丹教学事業第 30 号 青垣小学校スクールバス運行管理業務 ① 多額であるが、プロポーザル参加業者が 1 者のため、他に参入することができなかったのか。 ② 評価において最低限上回らないといけない基準はあるのか。 ③ 各委員の評価にバラツキがある。異常値の排除はしなかったのか。 ④ 評価委員の人数は奇数が望ましいのでは。	① 本業務は運行の安全性、安定性、経済性等を重点に最も適当な業者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用している。プロポーザルの参加業者は 3 者である。 ② 最低 60%以上の評価合計点数を取得しなければならないという基準がある。 ③ 今回は排除していない。異常値の排除については今後の課題とし、検討する。 ④ 今後の課題とし検討する。

(8) 指名競争入札 丹教学事物第 34 号 小中学校 CO2 モニター購入 ① 落札率が 35.31%と最も低いがなぜか。 ② 機種はどのように選定されたのか。	① 今回の購入数が 89 台と多いため安価での調達が可能であったと思われる。また、新型コロナウイルスの感染対策として、二酸化炭素濃度測定器を利用した換気の徹底が国から示されたことにより、同種の品が多く発売され、増産されていた時期であったことも落札率が低くなった要因と推察される。 ② 学校側と協議を行い、仕様を確定させ機種を選定している。
(9) 指名競争入札 丹教文業第 45 号 三ッ塚史跡公園菖蒲園改良業務 ① 指名業者が 14 者と多く、市民が業務内容に関心が高いと考えられるがどういった業務か。 ② 最低制限価格はどうように設定されているのか。 ③ 最低制限価格が設定されている理由は。 ④ 公契約条例は作らないのか。 ⑤ 不着及び辞退が多い理由はどう推察されるか。	① 菖蒲園では、毎年「市島町三ッ塚花しょうぶまつり」が開催されている。しかし、菖蒲が年々雑草に負け、数を減らしていたため、全てを同時期に改良する必要があると判断し本業務を行った。 ② 要綱に基づき設定している。 ③ この業務については、積算の大半が労務（人件費）で占められている。最低制限価格を設定せずあまりにも安価な契約となった場合、その従業員等は最低賃金を割り込むような金額で従事させられる可能性があるなどの課題が出てくる。そのようなことを防止するためといった側面もある。 ④ 平成 30 年に要綱を設定している。 ⑤ 発注時期が年度の後半であったため、各指名業者が既に契約している案件があり、技術者等の確保が困難であったと推察される。
(10) 随意契約 丹恐竜委第 1 号 タルボサウルス全身骨格製作・特別展展示業務 ① 応札者が 1 者であるが、他に参入できる者がいなかったのか。 ② 随意契約は委員会などに諮られて意思	① 丹波市から初期のティラノサウルス類の歯の化石が出土した。その縁もあり、恐竜ファンの間で非常に人気のあるティラノサウルスの 1 種であるモンゴルで出土したタルボサウルスを選定した。このタルボサウルスの全身骨格を

決定されるのか。 ③ 本業務後は常設展示ということであるが、その維持管理に伴う資格等は必要あるのか。また破損した場合の対応はどうなるのか。	作成できる相手方は、モンゴル政府の許可を得ている者に限られている。そのため1者となっている。 ② 随意契約審査会が月2回開催され、委員により各案件の随意契約が妥当であるかどうか等が審査され決定される。 ③ 維持管理に必要な資格はない。破損時は、作成した本事業者のみ修復することができるため本事業者に依頼をすることになる。
---	---

別紙 2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）	
---------------------	--

1. 今回の事案抽出の考え方

- （１） 予定価格が高額の案件。
- （２） 複数の入札参加者が、同額での応札の案件。（くじの案件）
- （３） 落札率が高い又は低い案件。
- （４） 市民の関心の高い施設における案件。
- （５） 応札者が１者のみの案件。
- （６） 公募型プロポーザル方式による案件。
- （７） 指名業者が多く、市民の関心が高いと思われる案件。

2. 総括

抽出案件については、適切に事務処理をされていると判断できる。引き続き適切な事務処理をお願いしたい。

3. 今回の指摘事項

特になし。